

羽生市指定事業者による介護予防・生活支援サービス事業の 人員、設備及び運営等に関する基準等を定める規則

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 介護予防訪問介護相当サービスの事業

第1節 人員、設備及び運営に関する基準（第4条）

第2節 費用の額の算定に関する基準（第5条）

第3章 訪問型サービスAの事業

第1節 人員、設備及び運営に関する基準（第6条—第14条）

第2節 費用の額の算定に関する基準（第15条—第19条）

第4章 介護予防通所介護相当サービスの事業

第1節 人員、設備及び運営に関する基準（第20条）

第2節 費用の額の算定に関する基準（第21条）

第5章 通所型サービスAの事業

第1節 人員、設備及び運営に関する基準（第22条—第28条）

第2節 費用の額の算定に関する基準（第29条—第31条）

第6章 雑則（第32条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、羽生市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則（平成27年規則第15号。以下「規則」という。）に基づき実施する第1号事業のうち、介護予防訪問介護相当サービスの事業、訪問型サービスAの事業、介護予防通所介護相当サービスの事業及び通所型サービスAの事業（以下「介護予防・生活支援サービス事業」という。）の人員、設備及び運営等に関する基準等について定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則で使用する用語は、介護保険法（平成9年法律第123号）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）附則第2条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「旧介護予防サービス等基準」という。）及び規則で使用する用語の例による。

（事業の一般原則）

第3条 介護予防・生活支援サービス事業を行う者（以下「介護予防・生活支援サービス事業者」という。）は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 介護予防・生活支援サービス事業者は、事業を運営するに当たっては、地域との結びつきを重視し、市、他の事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

第2章 介護予防訪問介護相当サービスの事業

第1節 人員、設備及び運営に関する基準

（基準）

第4条 介護予防訪問介護相当サービスの事業の実施に係る基準は、旧法第115条の4第3項（旧介護予防訪問介護に係るものに限る。）に規定する厚生労働省令で定める基準に相当する基準として、旧介護予防サービス等基準に規定する旧介護予防訪問介護に係る規定の例による基準に相当する基準とする。

第2節 費用の額の算定に関する基準

(第一号事業支給費)

第5条 介護予防訪問介護相当サービスに要する第一号支給費の額は、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号。以下「予防サービス算定基準」という。）別表（介護予防訪問介護費に係るものに限る。）の規定を準用し、算定するものとする。

第3章 訪問型サービスAの事業

第1節 人員、設備及び運営に関する基準

(基本方針)

第6条 訪問型サービスAは、その利用者が可能な限りその者の居宅において、状態等を踏まえながら、住民主体による支援等の多様なサービスの利用を促進し、生活援助等の支援を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(従事者の員数)

第7条 訪問型サービスAの事業を行う事業者（以下「訪問型サービスA事業者」という。）が当該事業を行う事業所ごとに置くべき従事者訪問型サービスAの提供に当たる介護福祉士、旧法第8条の2第2項に規定する政令で定める者又は市長が指定する研修の受講者とし、その員数は当該事業を適切に行うために必要と認められる数とする。

2 訪問型サービスA事業者は、事業所ごとに、従業者のうち、利用者（当該事業者が指定訪問介護事業者、指定介護予防訪問介護事業者又は指定介護予防訪問介護相当サービス事業の指定を併せて受け、かつ、訪問型サービスAの事業と指定訪問介護の事業、訪問型サービスAの事業と指定介護予防訪問介護の事業又は訪問型サービスAの事業と指定介護予防訪問介護相当サービス事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所におけ

る訪問型サービスA及び指定訪問介護の利用者、訪問型サービスA及び指定介護予防訪問介護の利用者又は訪問型サービスA及び指定介護予防訪問介護相当サービスの利用者をいう。以下この条において同じ。)の数に応じ必要と認められる数の者を訪問事業責任者としなければならない。

3 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第2項の訪問事業責任者は、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者又は市長が指定する研修の受講者であって、訪問型サービスAに従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する訪問型サービスAの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（羽生市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第5号）第6条1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所（同条例第47条1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。）に従事することができる。

5 訪問型サービスA事業者が指定訪問介護事業者、指定介護予防訪問介護事業者又は指定介護予防訪問介護相当サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、訪問型サービスAの事業と指定訪問介護の事業、訪問型サービスAの事業と指定介護予防訪問介護の事業又は訪問型サービスAの事業と指定介護予防訪問介護相当サービス事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅介護サービス等基準第5条第1項から第4項まで又は旧介護予防サービス等基準第5条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第8条 訪問型サービスA事業者は、その事業所ごとに専らその職務

に従事する管理者を置かなければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(設備)

第9条 訪問型サービスA事業の事業所には、事業運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、訪問型サービスAの提供に必要な設備及び備品を備えなければならない。

2 訪問型サービスA事業者が指定訪問介護事業者、指定介護予防訪問介護事業者又は指定介護予防訪問介護相当サービス事業者の指定を受け、かつ、訪問型サービスAの事業と指定訪問介護の事業、指定介護予防訪問介護の事業又は指定介護予防訪問介護相当サービス事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅介護サービス等基準第7条第1項又は旧介護予防サービス等基準第7条第1項に規定する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(個別計画の作成)

第10条 第7条第2項の訪問事業責任者は、必要に応じて、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問型サービスA計画(利用者の訪問型サービスAの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した計画をいう。)を作成するものとする。

(衛生管理等)

第11条 訪問型サービスA事業者は、従事者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 訪問型サービスA事業者は、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(秘密保持等)

第12条 訪問型サービスA事業の事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 訪問型サービスA事業者は、当該事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。

3 訪問型サービスA事業者は、サービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第30条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等において、利用者の個人情報を用いる場合にあっては利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておかなければならない。

（事故発生時の対応）

第13条 訪問型サービスA事業者は、利用者に対する訪問型サービスAの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 訪問型サービスA事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。

3 訪問型サービスA事業者は、利用者に対する訪問型サービスAの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供）

第14条 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスAの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1か

月前までに、次に掲げる事項を市長へ届け出なければならない。

- (1) 廃止し、又は休止しようとする年月日
- (2) 廃止し、又は休止しようとする理由
- (3) 現に訪問型サービスAを受けている者に対する措置
- (4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

2 訪問型サービスA事業者は、前項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日の前1月以内に当該訪問型サービスAを受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該訪問型サービスAに相当するサービスの提供を希望するものに対し、必要な訪問型サービスA等が継続的に提供されるよう、介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター、他の訪問型サービスA事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

第2節 費用の額の算定に関する基準

(訪問型サービスA事業費)

第15条 訪問型サービスAの事業に要する費用の額は、別表に定める単位数に次条に規定するサービス区分の1単位の単価を乗じて算定するものとする。

(1単位の単価)

第16条 前条に定めるサービス区分の1単位の単価は、予防サービス算定基準に規定する厚生労働大臣が定める1単位の単価によるものとし、介護予防訪問介護に定める額とする。

(端数処理)

第17条 費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は、切り捨てて計算するものとする。

(第1号事業支給費の額)

第18条 第1号事業支給費の額は、第15条の費用の額に100分の90を乗じて得た額とする。ただし、法第59条の2に規定する

政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等が受ける事業の支給費についてこの規定を適用する場合においては、「100分の90」とあるのは「100分の80」とする。

(利用料の受領)

第19条 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスAを提供したときは、その利用者から利用料の一部として第15条の費用の額から第1号事業支給費の額を控除した額の支払を受けるものとする。

第4章 介護予防通所介護相当サービスの事業

第1節 人員、設備及び運営に関する基準

(基準)

第20条 介護予防通所介護相当サービスの事業にかかる基準は、旧介護予防サービス等基準に規定する旧介護予防通所介護に係る規定の例による基準に相当する基準とする。

第2節 費用の額の算定に関する基準

(事業支給費)

第21条 介護予防通所介護相当サービスに要する費用の額は、予防サービス算定基準別表（介護予防通所介護費に係るものに限る。）の規定を準用し、算定するものとする。

第5章 通所介護サービスAの事業

第1節 人員、設備及び運営に関する基準

(基本方針)

第22条 通所型サービスAの事業は、その利用者が可能な限りその者の居宅において、状態等を踏まえながら、住民主体による支援等の多様なサービスの利用を促進し、ミニデイサービス、運動・レクリエーション等を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(従事者の員数)

第23条 通所型サービスAの事業を行う者（以下「通所型サービス

A事業者」という。)が当該事業を行う事業所ごとに置くべき従事者の員数は、通所型サービスAの単位ごとに、当該通所型サービスAを提供している時間帯に従事者(専ら通所型サービスAの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を、当該通所型サービスAを提供している時間数で除して得た数が利用者(指定通所介護事業者、指定介護予防通所介護事業者又は介護予防通所介護相当サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、通所型サービスAの事業と指定通所介護の事業、通所型サービスAの事業と指定介護予防通所介護の事業又は通所型サービスAの事業と指定介護予防通所介護相当サービス事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における通所型サービスA及び指定通所介護の利用者、通所型サービスA及び指定介護予防通所介護の利用者又は通所型サービスA及び指定介護予防通所介護相当サービスの利用者をいう。以下この条において同じ。)の数が15人までの場合にあつては1人以上、利用者の数が15人を超える場合にあつては利用者1人当たりに対して必要と認められる数とする。

- 2 通所型サービスA事業者は、通所型サービスAの単位ごとに、前項の従事者を、常時1人以上当該通所型サービスAに従事させなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、通所型サービスAの従事者は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の通所型サービスAの単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 4 前各項の通所型サービスAの単位は、通所型サービスAであつてその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 5 事業者が指定通所介護事業者、指定介護予防通所介護事業者又は指定介護予防通所介護相当サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、通所型サービスAの事業と指定通所介護の事業、通所型サービ

ス A の事業と指定介護予防通所介護の事業又は通所型サービス A の事業と指定介護予防通所介護相当サービス事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第 9 3 条第 1 項から第 7 項まで又は指定介護予防サービス等基準第 9 7 条第 1 項から第 7 項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第 2 4 条 通所型サービス A 事業者は、その事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(設備)

第 2 5 条 通所型サービス A 事業所は、通所型サービス A を提供するために必要な場所並びに事業運営を行うために必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する通所型サービス A を提供するために必要な場所の面積は、3 平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とする。

3 通所型サービス A 事業者が指定通所介護事業者、指定介護予防通所介護事業者又は指定介護予防通所介護相当サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、通所型サービス A の事業と指定通所介護の事業、通所型サービス A の事業と指定介護予防通所介護の事業又は通所型サービス A の事業と指定介護予防通所介護相当サービス事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第 9 5 条第 1 項から第 3 項まで又は指定介護予防サービス等基準第 9 9 条第 1 項から第 3 項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前 2 項に規定する基準を満た

しているものとみなすことができる。

(個別計画の作成)

第26条 第24条の管理者は、必要に応じて、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、通所型サービスA計画（通所型サービスAの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した計画をいう。）を作成するものとする。

(衛生管理等)

第27条 通所型サービスA事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 通所型サービスA事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(準用)

第28条 第12条から第14条までの規定は、通所型サービスAの事業について準用する。

第2節 費用の額の算定に関する基準

(通所型サービスA事業費)

第29条 通所型サービスAの事業に要する費用の額は、別表に定める単位数に次条に規定するサービス区分の1単位の単価を乗じて算定するものとする。

(1単位の単価)

第30条 前条に定めるサービス区分の1単位の単価は、予防サービス算定基準に規定する厚生労働大臣が定める1単位の単価によるものとし、介護予防通所介護に定める額とする。

(準用)

第 3 1 条 第 1 7 条から第 1 9 条までの規定は、通所型サービス A の事業について準用する。

第 6 章 雑則

(その他)

第 3 2 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第15条・第29条関係）

事業支給費単位表

1 訪問型サービスA事業費 243単位（1回につき）

（1） 訪問型サービスAは、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯に対し日常生活に必要な家事等とし、1週に1回程度を基本に介護予防サービス計画又はケアマネジメントAにおいて必要と定められた回数とする。

（2） 介護職員初任者研修課程修了者（介護職員基礎研修課程修了者、1級課程修了者又は看護師等の資格を有する者を除く。）をサービス提供責任者として配置している指定訪問型サービスA事業所において、指定訪問型サービスA事業を行った場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

（3） 指定訪問型サービスA事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホーム、同法第20条の6に規定する軽費老人ホーム若しくは同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム又は高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅であって同項に規定する都道府県知事の登録を受けたものに限る。）若しくは指定訪問型サービスA事業所と同一建物に居住する利用者又は指定訪問型サービスA事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者に対し、指定訪問型サービスA事業を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

2 通所型サービスA事業費 350単位（1回につき）

- (1) 利用者の数がこの要綱に定める基準を超える又は介護職員の員数がこの要綱に定める基準に満たない場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。
- (2) 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、通所型サービスA事業費は、算定しない。
- (3) 指定通所型サービスA事業所と同一建物に居住する者又は指定通所型サービスA事業所と同一建物から当該指定通所型サービスA事業所に通う者に対し、指定通所型サービスA事業を行った場合は、1回につき94単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。
- (4) 利用者に対して、その居宅と指定通所型サービスA事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位を所定単位数から減算する。